

京都市告示第210号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「遊戯用電車及び市電展示室」を供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成28年6月24日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用しない日	
遊戯用電車及び市電展示室	平成28年7月1日(金)から同月25日(月)まで及び平成28年8月29日(月)から同月31日(水)まで	変更後	月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる日を除く。)
		現行	月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる日並びに7月及び8月の火曜日から金曜日までを除く。)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)